

Title	公共経済の活動領域に関する覚書 (I)
Sub Title	A note on the economic sphere of public sector (I)
Author	古田, 精司
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1974
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.67, No.1 (1974. 1) ,p.46- 59
JaLC DOI	10.14991/001.19740101-0046
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19740101-0046">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19740101-0046</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 公共経済の活動領域に関する覚書〔I〕

古田 精 司

## 1. 政府活動と国民経済計算

国民経済を公共部門と民間部門の2部門に分割するならば、いわゆる公共経済学の研究対象は、公共部門における経済活動に焦点があつめられよう。あるいは、民間経済活動と対比された意味での公共経済活動が分析の対象とされるといってもよい。

けれども、公共経済学の研究領域が未確定といわざるをえないと同じように、公共部門の経済活動の領域も明確な認識が現在までのところえられていないのが実情である。ここでは、財政収支を中心とする公共経済の活動領域について一層統一的な理解をうるため、日本の公共経済を対象として制度・構造・機能の3面から整理を試みることをする。公共部門の経済活動原理なり規範的分析は、そのような整理の上に構築されると考えるからである。

### 国民経済計算の仕組み

国民経済計算の仕組みは、公共部門と民間部門により国民経済が構成されるとしても、両部門間の複雑な経済循環過程なり相互関係を解明するに役立つ指標をはじめに選ばなければならない。そのような経済指標は当然計量化され、両部門の経済行動領域をも近似的にせよ明確に区分した上で表示できることが必要である。ここでは、後述の理由により、国民経済計算を構成する勘定体系に主として依存しながら、問題点を拾いあげてゆくことにしよう。

周知のように、国民経済計算は一国の経済活動と循環の構造を会計方式で記録し表示するため、一般につきのような勘定体系により構成されると解釈されている。

1. 国民所得勘定(国民所得計算) National Income and Product Accounting. 2. 産業連関表(投入産出表) Input-

Output Analysis. 3. マネーフロー表 Flow-of-Funds (Money-Flow) Accounting. 4. 国民貸借対照表(国民資本勘定) National Wealth (Balance Sheet) Accounting. さらに、国際収支勘定 International Balance-of-Payments Accounting をつけ加えることもある。しかし、いずれにせよ、公共経済活動の理解にとっては、はじめの国民所得勘定が中心となることはいうまでもあるまい。

たとえば、日本の国民所得勘定を経済企画庁の『国民所得統計年報』(昭和48年度版)についてみると、最初に「国民総生産と総支出勘定」ならびに「国民所得分配勘定」があり、つぎに個人、政府、企業の各経済主体別に「個人勘定」、「一般政府勘定」、「資本形成勘定」、「海外勘定」の4部門勘定がおかれている。このような国民所得の勘定体系がもつメリットは、国民所得の生産・分配・支出の循環の面と各経済主体間の活動の循環の面とが、相互関連をもつように会計方式で整理し組織されていることである。このメリットは、戦後日本の高度成長の設計や評価にあたってひろく認められているから、ここで詳述する必要はないであろう。

しかし大別して2つの制約は指摘しておく必要がある。1つは、国民所得勘定のみで依拠したばあい、たとえば公債発行による政府収入はさきの「一般政府勘定」に記載されていない点である。公債収入が政府による金融取引収入であるから、付加価値の集計である「国民所得勘定」ではなく金融取引の集計である「マネー・フロー表」に求められることになる。わが国の国民経済計算の仕組みは必ずしも完全体系ではないが、勘定間の相互関係を正確に理解することが必要である。

いま1つは、国民経済計算の仕組み自体が生産ないし有効需要指標として発展せしめられた関係上、公共経済の活動水準の評価を福祉の次元でとらえようとするればやはり制約を免れない点である。近年いわゆる

NNW(Net National Welfare 国民福祉指標)の開発の必要性が強調されているので、この点についても詳言を費やすまでもないであろう。

国民経済計算という包括的システムの中なかで、政府部門はどのような領域をあたえられているであろうか。われわれの課題をここから検討してみよう。

表1は、国民経済計算からみた政府部門の範囲にかんする比較である。左端から日本の国民所得統計による分類、国連要覧およびSNA=国連標準方式(国民勘定とその付表 A System of National Accounts and Supporting Tables の略称)の分類があげられているが、これによると日本の国民所得統計は政府部門の範囲を最広義にとっていることがわかる。すなわち、日本の政府部門は一般会計、非企業特別会計、企業特別会計、政府関係機関、その他の政府企業の5部門によって構成されているが、国連要覧では独立公企業(日本のばあい政府関係機関とその他の政府企業)は政府部門に含められず大分類では民間部門とされている。ところがSNAではさらに狭く解釈され、企業特別会計は政府部門に含められていないから、政府部門は一般会計と非企業特別会計のみから構成されることになる。それゆえ同じ国民経済計算という名のもとでも、3者3様の「政府部門」の範囲が規定されていることがわかる。

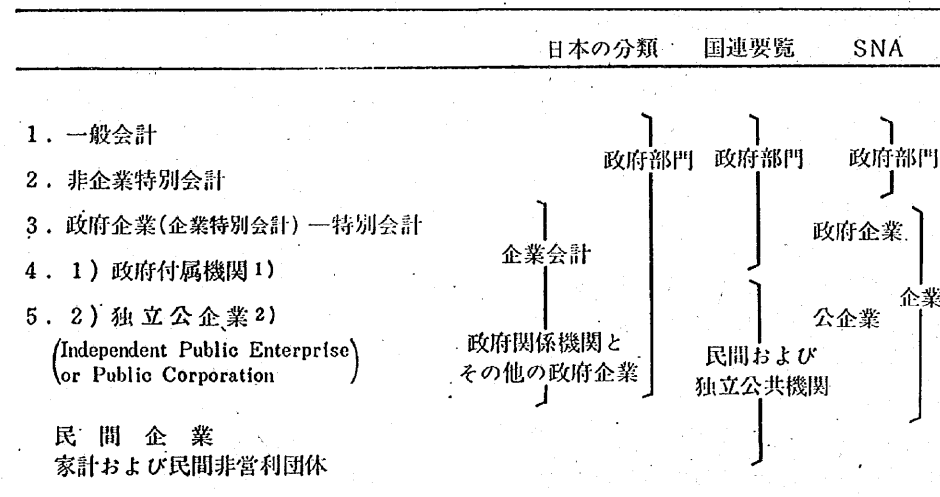
問題はこのような範囲の不一致である。いまかりに政府部門の範囲を決定する明快な基準があるとすれば、この種の不一致は生じないであろう。また実際に、日

本のみならず国連要覧やSNAにおいても民間企業と区別する基準や独立公企業の内容も明示されていないので、この不一致はやむをえないとも考えられよう。

けれども一般に、「政府の企業活動とは、政府が財・用役を生産しこれを市場経済で販売する活動」と理解されており、そのかぎりでは、日本の国民経済計算では政府という経済主体の生産活動に特殊性を認めているのに対し、国連要覧やSNAでは経済機能としての市場経済における販売活動が民間企業の活動と異ならない面に注目していることは明らかである。日本のばあい経済主体が「政府的性格」を帯びていなければいざいほど、その活動は政府の企業活動とされる可能性は高まるであろう。これに対し要覧やSNAでは、経済主体が「政府的性格」を帯びていようとなかろうと、市場経済で販売活動に従事するのは民間(非政府)企業とみなされることになる。それゆえ主体と機能という異なった区別基準のあいだに妥協点をみいだすことは困難である。

より形式的にいえば、両者の相違は明確となろう。日本のばあいは、政府部門の規模はGNPのうち政府が「所有」し「管理」する企業によって生産される部分も含むという意味で、公的生産の規模(したがってGNPのうち政府のコントロールをうけている程度)を知るうえで有効と考えられる。これに対し要覧やSNAでは、公的欲求と私的欲求とを明確に区別し公的欲求の充足のための資源利用という観点で政府部門の範囲も相対的に狭く限定される。したがって大胆な発言が許

表1 国民経済計算からみた政府部門の範囲



注1) これは政府機関にのみ財・用役を提供しているので、日本には該当するものはない。  
2) 日本のばあい、独立公企業の一部しかふくまれていない。  
資料 経済企画庁経済研究所『国民経済計算調査委員会報告』昭和37年。

されるならば、日本のばあいは公共経済学の対象領域を画するに資するが、要覧やSNAでは従来の理解による財政学の対象領域を画するに資するといつてよいであろう。

政府部門の範囲を確定するばあいに、確かに政府企業の側から接近することもできるが、逆に純粋の政府活動とはなにかという設問に答えることも必要である。国民経済計算という枠組みのなかで、純粋の政府活動とはどのように理解されているのであろうか。さきに述べた国民所得勘定における「一般政府勘定」の性格を理解するうえで、この設問は有益であろう。

昭和40年の『国民経済計算審議会答申』では、「一般的に政府とは社会にたいして、それによらなければ提供されることのないある種の共通サービスを提供するものであって、通常販売されず、国の経済的、社会的政策にたいする行政上の機関として活動するもの」とし、「したがって司法、立法、行政など一般政府資金あるいは強制的な公課によって賄われる一般行政については問題がない」(同答申 p. 79. 傍点は古田による)と述べている。

ここで注目される第1点は、「それによらなければ提供されることのないある種の共通サービス」という表現であり、これは政府が提供するサービスの特徴として、いわゆる公共財の定義に不可欠の属性である。確かにここでは、社会のすべての人が等質のサービスを等量に消費しかつ特定の個人をその便益から排除できないといった「純粋の公共財」のようなりじどな定義はあたえられていない。むしろ、「それによらなければ」という限定詞が意味しているように、政府でなければ提供されることのない種類の共通サービスが「公共財」とであるとみなす点で、公共部門によるべきか、民間部門によるべきかという制度選択の視点がここには含まれているといえよう。同時に、つぎにつづく「通常販売されず」かつ「一般政府資金あるいは強制的な公課によって賄われる」という条件も、市場のメカニズムをつうじては公共財の価格は決定されず、政治的意志決定プロセスを必要とするという意味を含んでいると解釈できよう。

けれどもこのような理解はあくまでも解釈の域をでないものであって、現実に「純粋の政府活動」を国民経済計算体系のなかに分類し位置づけるばあいは、やはりいくたの困難に逢着せざるをえない。この種の難点は、SNAの定義についてもいろいろである。SNA

では、純粋の政府活動の主体を一般政府 (general government) とよび、その定義は「一般政府の機能は経済的にもまた便宜上もほかの方法をもってしては供給することのできない共通サービスを社会に販売するのではなくして組織すること」(UN, SNA, 3rd ed. 1964, §88) とされている。この定義で眼につく点は、純粋の政府活動を営む一般政府の機能または行動目標は、公共財としての共通サービスを社会に「提供」するだけではなくて「組織」するということにある。

共通サービスを提供するだけではなく組織するという表現には、明らかに個別サービス(私的財)が市場機構をつうじて(またそれのみをつうじて)通常は最適配分されるのに対し、公共財のばあいはそのような機構を欠除しており、そのため一般政府が公共財を適正な規模に「組織」し配分せざるをえないという意味がみいだせよう。換言すれば、市場で売買の対象とならないような財・用役を生産し組織し提供する主体としての政府の機能を、いかにして国民経済計算の体系のなかにとりこむかという努力のあらわれとも理解できよう。しかし、もしこのような理解が正しいとすれば、家計にサービスを提供する非営利団体(労働組合、スポーツ団体等)もまた市場で売買されない財・用役を生産し組織し提供していると考えられるから、そのかぎりでは一般政府の活動とのあいだに一線を画することは困難となるであろう。すなわち、一般政府も非営利団体もシャープ(C. Shoup)のいう「集团的消費財」(group-consumption goods)を生産し組織し提供しているものであり、「純粋の政府活動」の主体としての一般政府の性格づけはむろんのこと、政府によってのみ提供される公共財の性格についても、明快な説明があたえられているとは考えられない。

## 2. 政府企業、公企業、民間非営利団体

現代のいかなる国の政府活動をとっても、それは純粋の政府活動と非純粋の政府活動のミックスであるといえよう。それを政府の経済活動という側面からみれば、政府の非企業活動と企業活動という2分法もなりたつであろう。ここでは節をあらためて、さきの問題を「政府の企業活動とはなにか」という面から問いなおし、とくに国民経済計算の体系のなかでどのように理解されているかを中心に検討してみよう。

日本の国民経済計算によると、一応の目安として、

「政府の企業活動が明らかに企業形態をとり、独立の事業体」であるもの、すなわち政府関係機関とかその他の政府企業は問題なく政府企業とみなされている。この規定によると、企業形態をとる独立の政府事業体は「純粋の政府企業」とみなされているように思える。3公社・10公庫・2銀行のごとき政府関係機関はいわば「純粋の政府企業」とされ、またその他の政府企業にしても企業形態をとる独立の事業体であるかぎりには同様の扱いをうけることになる。

\* 日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社  
北海道東北開発公庫、沖縄振興開発金融公庫、国民金融公庫、医療金融公庫、環境衛生金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、中小企業信用保険公庫、住宅金融公庫、公営企業金融公庫  
日本開発銀行、日本輸出入銀行

しかし、それでは国の特別会計や地方公共体の収益会計とか準公営企業とよばれるものの区別が明瞭ではないので、つぎのような形式的規準があたえられている。

- (1)独立採算制の規定がある。
- (2)財務諸表が作成されている。

この2規準が満たされるとき、その活動は政府の企業活動とみなされる。しかしこの規準も、たとえば国鉄が巨額の繰越欠損金をかかえ独立採算制は建前えに終っていることを思うと、有効とは考えられない。そこでさきの『答申』では、「政府が財・用役を生産しこれを市場経済をつうじて販売するという経済機能」を分類のための実質的規準とみなしているようである。この経済機能は「政府生産物がなんらかの対価の支払いによって提供される」というところであり、「損失は一般会計により補填」されることになる。国民経済計算体系では、この基準により特別会計のほぼ半が政府企業とされ、残余は一般政府のうちにふくめられている。

\* (1)造幣局特別会計 (2)印刷局特別会計 (3)資金運用部特別会計 (4)貴金属特別会計 (5)食糧管理特別会計 (6)森林保険特別会計 (7)国有林野事業特別会計のうち国有林野事業会計 (8)中小漁業融資保証保険特別会計 (9)アルコール専売事業特別会計 (10)輸出保険特別会計 (11)郵政事業特別会計 (12)郵便貯金特別会計 (13)簡易生命保険と郵便年金特別会計 (14)糸価安定特別会計(昭和43年度末をもって廃止)

たとえば、食管会計は政府の流通部門における企業活動とみなされるが、社会保険(厚生保険、船員保険等)は強制加入であり、保険料は一種の目的税とみなされ、企業活動にはふくまれていない。

このようにみえてくると、政府の企業活動を一般政府活動から区分する基準はあいまいとしかいえないことがわかる。また両活動を一刀両断のもとに区分しようとする明快な基準はありえないであろう。しかし政府企業(government enterprise)をとりだして一般政府ともその他政府企業とも区別するかぎりには、なんらか明快な分類基準を設けるべきではないか。そのばあい必要とされるのは政府企業の行動原理である。かりに第4の経済主体としての政府企業の活動領域を想定すれば、それはなんらかの明快な行動原理を前提とすることなくしては一線を画することは困難となる。逆にいえば、なんら特定の行動原理をも前提とせずして、政府、企業、家計とも異なる第4の経済主体として政府企業を想定することも困難となる。

日本の国民所得勘定では、「その他政府企業」という項目のもとで、日本住宅公団、日本道路公団、水資源開発公団などの15公団のほか日本原子力研究所、帝都高速度交通営団、電源開発株式会社の3特殊法人がふくまれている。ここでは「その他の政府企業」がいわゆる公企業として民間企業とは異なるカテゴリーにいれられているが、そうすると公企業としての「その他の政府企業」が民間企業のみならず政府企業とも区別される基準が問題となる。

昭和48年版『国民所得統計年報』をみると、その他政府企業の分類基準は「主として政府が全額出資しており、かつ政府の強度の監督下(①役員任命を主務大臣が行なうこと ②予算、事業計画書、業務報告書および財務諸表について主務大臣の承認を受ける必要のあること ③会計検査院の定期的検査の対象とされていること)におかれているものが含まれる」とされている。

昭和40年の『答申』も述べているように、公企業と民間企業との区別はかならずしも明確ではない。『答申』では、その分類基準は「企業の経済活動に公的規制を加える度合い」に求められ、「特定の財貨サービスの生産・販売については特に強度の公的規制を加え」これを公企業(public corporation)と呼んでいるようである。また『答申』の指摘するように、公的規制の程度について具体的な分類基準をつくらねば、さきのごとき形式的基準を設けざるをえなかったであろう。発生的にみると、現存の公団は政府の完全所有形態をとっており、昭和30年に設立された日本住宅公団をはじめとして、すべて建設事業を中心として創設され公共投資面で補完的の事業を営む特殊法人という性格

をあたえられている。

しかし行政管理庁編『特殊法人総覧』(昭和47年度版)をみると、水源開発公団、農地開発機械公団、森林開発公団、石油開発公団、船舶整備公団、新東京国際空港公団、日本道路公団の資本構成は確かに政府出資額が資本金額にひとしく、政府が全額出資というさきの「公企業」の基準を満たしている。けれども、日本鉄道建設公団、京浜外貿埠頭公団、阪神外貿埠頭公団、日本住宅公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団の資本構成については、政府が全額出資しているとはみなしがたい。また同じく公企業とみなされている電源開発株式会社や日本原子力研究所も同様であり、帝都高速度交通営団にいたっては資本金261億円のうち政府出資額はなしということになっている。全額政府出資という基準は形式でしかないから、「政府の強度の監督」という別の基準を満たせば帝都高速度交通営団もまた公企業とみなしうるのかもしれない。しかしそうだとすると、つぎにとりあげる民間非営利団体ないしは公法上の法人とのあいだの境界線をどのように引くかという別の問題をよびおこすことになる。

公団を中心とする公企業は、戦後の経済復興期の終了とともに始まる高度成長期において、社会資本の充実をめざす公共投資の拡大というプロセスのなかで、つぎつぎに誕生し生育し発展をとげてきた。いわば政府の固有の業務が公団という特殊法人の業務に転化し、そのプロセスのなかで政府の直接的な支配監督はむしろその度合を薄めていったというのが実情であり、そのゆえに公企業の活動領域に一線をひくことが困難になったと理解すべきであろう。

民間非営利団体 公共部門の分野にふくめらるべきか否かを検討すべき特殊法人としては、さらに事業団、特殊会社、振興会、基金、協会、研究所といった諸機関がある。日本の国民経済計算体系をみると、特殊会社を除きこれらのほとんどは「民間非営利団体」(private non-profit institutions or other non-profit bodies)というカテゴリーにふくめられている。そうだとすれば、はじめに理解せねばならないのは「民間非営利団体」の定義である。

さきの「答申」によると、まず営利団体の定義があたえられ、それは「営利を目的とする団体で、その獲得した利益は社員等構成員に配当その他何らかの形で配分されることが前提とされる」とある。この定義との対比であたえられた民間非営利団体の定義はつぎの

ように要約できよう。「営利を目的とせず、公団等の公法上の法人でない団体であり、そのえた剰余金を構成員に配分せず、すべてを公益のために支出することを目的とするもの、または構成員共同の利益をはかるもの(業者協会等)であり、解散したとき残余財産の一部または全部が国もしくは地方公共団体もしくは類似目的をもつ他の公益法人に帰属するものを民間非営利団体という」(昭和40年答申 p.55)。また SNA にしたがって、民間非営利団体は、さらに事業形態別につぎの2つに分類される。

- (1) 企業にサービスを提供する民間非営利団体 (private non-profit institutions serving enterprises)
- (2) 家計にサービスを提供する民間非営利団体 (private non-profit institutions serving households)

(1)は企業部門に属するが、しかしその活動は、営利活動ではなく、むしろその活動により企業の効率や収益獲得能力を高めるために設立された各種団体および研究機関とされる。これにたいし、(2)は家計部門に属するが、しかしその活動は、営利活動ではなく、また企業サービスを提供するものでもなく、むしろ個人や家計の福祉向上に資するような団体と理解してよい。

この分類によると、各種事業団はつぎの2グループに分けることができよう。

- (1)新技術開発事業団、日本原子力船開発事業団、動力炉・核燃料開発事業団、畜産振興事業団、糖価安定事業団、日本蚕糸事業団、石炭鉱業合理化事業団、金属鉱物探鉱促進事業団、産炭地域振興事業団、小規模企業共済事業団、中小企業振興事業団、石炭鉱害事業団
- (2)海外移住事業団、年金福祉事業団、簡易保険郵便年金福祉事業団、労働福祉事業団、雇用促進事業団、中小企業退職金共済事業団。

しかし、以上のような分類は筆者によるものであり、なんら公式のものではない。また既存の事業団すべてが以上の分類に収められているわけではなく、以下のごとき事業団が未分類のまま残されている。

- (3)海外技術協力事業団、公害防止事業団、八郎潟新農村建設事業団、宇宙開発事業団、

かりに海外技術協力が外交の延長線にあるとすれば、また公害防止が環境という公共財の維持のためであるとすれば、それぞれの事業団は「一般政府」と「民間非営利団体」との境界線上にあるが、「一般政府」とはみなされていないようである。宇宙開発にしても「一般政府」が生産し消費するところのサービスであり、特定の産業にたいするサービスでないとしても、同事業団はやはり同様の扱いである。また八郎潟新農村建

設という事業も、オランダの干拓事業が国民の威信をになった国家事業であることを想起すれば、規模こそ異なれ「民間非営利団体の事業」とよぶことはむづかしいのではないだろうか。

振興会、協会、基金、研究所といった「その他の特殊法人」48団体についても、事業団と同じように2種類の民間非営利団体に分類される。しかしそのばあいも、家計と企業のどちらかに特定されたサービスを提供するために設立されたとは考えにくい団体もある(北方領土問題対策協会、日本放送協会、日本消防検定協会など)。もともと事業団にしても、その他の特殊法人にしても、公共部門と民間部門の境界線上にあって、いわば境界部門(Border Sector)という集合体として行政の補完的役割を果たすために設立されたと考えられるから、確然たる分類はなしがたいといわねばならない。

一般に、家計の経済活動の目標は効用極大化におかれ、企業では利潤極大化、政府では一般的福祉の極大化におかれるとされている。このような目標設定、すなわち公準の妥当性については疑問が投げかけられているが、とりわけ政府の目標にかんしてはダウنزズ(A. Downs)以来痛烈な批判がなされるようになった。それは同時に政府の行動型にかんする従来の理論にたいする批判にもつながる。かれが批判するように、政府の目標を達成する方法は政治体制、すなわち民主

義、独裁、貴族体制等によって異なるはずであり、政治体制の別なく政府の行動型を説明できる単一の理論はありえないであろう。けれども国民経済計算の体系がこれまで整備した公共経済の活動領域の確定作業は、公共財の理論をふくむ政府の行動理論がこんご開拓しようとする境界部門での公共経済活動の解明にとって、恰好の基盤を提供しているとみなすことができよう。

### 3. 中央・地方政府の経済活動

前節までの課題は、国を中心としてとらえた一般政府、公社、公庫、公団といった公共経済の活動領域のいわば「水平的構造」の概観であったが、ここでは国、都道府県、市町村といった「垂直的構造」からみた公共経済の活動領域を概観してみよう。公共経済学の対象領域を垂直的構造としてとらえると、どのような問題群が展開しているかを知ることがここでの課題である。

はじめに純粋の政府活動の領域をつかむために国(中央政府)と都道府県・市町村(地方政府)とを合わせた国全体の財政規模をみてみよう。その1つの方法は、国の財政として一般会計をとり、地方財政として普通会計をとり両者の純計を算出することである。

よく知られているように、国の一般会計と地方の普通会計のあいだには重複分があるから、純計を算出する方法として国の一般会計プラス地方の普通会計マイナス重複分という算式をとればよい(ここでは都道府県と区市町村のあいだの重複分は無視されている)。そのばあいの重複分は、1つは国の地方にたいする支出であり、いま1つは地方の国にたいする支出である。それぞれの重複分の内訳はつぎのとおりである。

(1) 国の地方にたいする支出 = 地方交付税交付金、地方譲与税、国庫支出金、国有資産所在市町村交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金(米軍基地の固定資産税肩代り分)。

(2) 地方の国にたいする支出 = 公共事業負担金(国の直轄事業にたいする負担金)、地方債証券償還金

表2 国と地方の財政規模の純計比較

区分	国民総支出		経費総額		国から地方に対する支出 (D)	地方から国に対する支出 (E)
	実額 (A)	指数	国 (B)	地方 (C)		
昭和10年	167	—	22	21	3	0
16	449	—	81	31	11	0
36	198528	100	21645	23911	10279	381
41	384495	194	46333	50262	21458	747
46	810932	408	100383	119095	47932	1702

区分	経費純計額			純計構成比		国民総支出に対する比率				
	国 (B)-(D)	地方 (C)-(E)	合計 (F)+(G)	(F)	(G)	(F)	(G)	(F)	(G)	(H)
昭和10年	19	—	40	—	—	47.5	52.5	11.4	12.6	24.0
16	70	—	101	—	—	69.3	30.7	15.6	6.9	22.5
36	11366	100	34896	100	100	32.6	67.4	5.7	11.9	17.6
41	24875	219	74390	210	213	33.4	66.6	6.5	12.9	19.3
46	52451	401	169844	499	487	30.9	69.1	6.5	14.5	20.9

資料：自治省編『昭和48年度版地方財政白書』より作成

(国にたいする元利償還額支払い分)。

その結果は表2にみるとおりである。ただちに分かるように、戦時中の昭和16年を除くと、国と地方の経費純計は国の1にたいして地方の2であり、しかも昭和36年の経費純計を100とすると、昭和46年には国の461にたいし地方の499というように伸び率においても地方がまさっている。伸び率という点では、国民総支出は同じ指数でみると408であるから、地方財政の比重の増大がいかに顕著であったかがわかる。

さらに国と地方の経費純計の目的別内訳を昭和46年度についてみると図1のようになる。これによると、防衛関係費は100パーセント国の経費であり、ついで恩給年金、農林水産業費(一般会計から食糧管理特別会計への繰入れをふくむ)が国の経費として大きな比重を占めている。これにたいし、地方の経費では住宅費、失業対策費、衛生費、学校教育費、災害復旧費、国土開発費、一般行政費、司法警察費、国土保全費、商工費、民生費のいずれも国の同経費項目にくらべ高い比重を占めている。むしろ中央政府は行政の企画、指導、監督という側面から一般会計予算をつうじて地方政府をコントロールしているから、財政規模が経費純計でみて1対2であるからといって、中央政府の役割を過小評価することはできない。むしろ行政の実施面を担当する地方政府は、国の法令や国庫支出金の補助条件などにより事業規模や内容を制約され、地方経費の7割ほどはそのような機関委任事務で占められ、残りの3割が公共事務(いわゆる固有事務)である。それは「3割

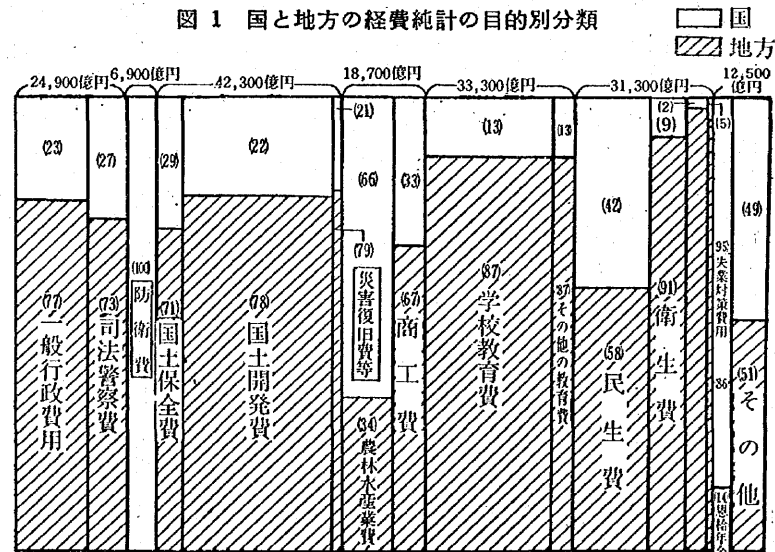
自治」ということばが示すとおりである。

しかし国と地方の財政活動が分業による協業から成り立っていること自体は当然であろう。経費面からみた国の活動領域は、スミス(A. Smith)以来認められている国防(防衛費)、「君主」の威厳の維持(皇室費)に集中的に表わされているが、司法(司法警察費)、最低限の公共土木事業(国土保全費、国土開発費、災害復旧費)は国の活動領域でもあるが、それらの大半はむしろ地方の活動領域のうちにとりこまれている。それに対し、地方政府の主たる活動領域は、国民生活に密接につながり、便益がより直観的にとらえられる面に集中している。先にみたように、経費の比重の高い順からいって、公営住宅建設、地域住民のための失業対策事業、公衆衛生、清掃、小・中・高等学校、災害復旧、道路整備、都市計画、土地改良、警察・消防、河川海岸等の国土保全、社会福祉・国民健康保険など地方政府の活動領域は、当然のことながら国のそれを圧倒している。

ここでは、地方一般政府の経済活動領域を集団規模別にさらに細分化して検討するとともに、あらためて国の一般政府活動と比較し、それぞれの活動領域の区分について考えてみよう。まず図2により、目的別経費分類からみた都道府県、市町村、さらに大都市、都市、町村といった規模別地方公共体の活動領域の特徴をみてみる。

昭和46年度の都道府県と市町村の経費構造は、いず

図1 国と地方の経費純計の目的別分類



資料：自治省編『昭和48年版地方財政白書』  
(注) ( ) 内の数値は、目的別経費に占める国、地方の割合を示す

れにおいても教育費と土木費が全経費のほぼ半ばを占めているというところに、両者に共通した特徴がみられる。もっとも都道府県のばあいは、小・高等・中学校費の占める比重は8割以上であり、義務教育費の都

動領域がどこにあるかがわかるが、大都市や都市と比較すれば、当然のことながら農林水産業での活動が目立つ。しかし同時に、総務費という公共体の「間接費」の比重が高いことも特徴の1つとして数えるべきであらうし、これが政府活動の規模の経済の欠除によることも間違いないと思える。

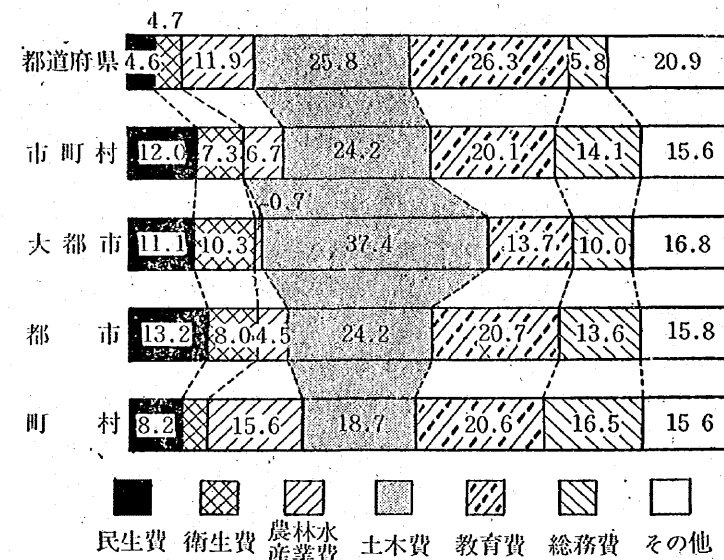
これにたいし、都市の政府活動の型は大都市と町村の中間に位しているといえよう。土木、教育、総務、民生、衛生という順に大半の活動方向がきめられている。ただし民生費については、その比重は大都市や町村よりも高く、

現段階では社会福祉行政のニーズが都市にいまや爆発的に高まっている事実を物語るものといえよう。このようにみえてくると、現段階におけるわが国の各種政府が直面している課題は、それぞれの集団規模に対応して、ある一定限度の領域がおのずからあたえられているようである。換言すれば、それぞれの水準の政府に対応して、

パラエティに富む各種公共財・用役のうち、あるものは国により、あるものは都道府県により、またあるものは市町村により、それも大都市、都市、町村といった集団規模と密度の差異により、充足を求められている市民のニーズはそれぞれ異なるということである。この問題をつきつめてゆくと、「垂直的政府間の機能の最適配分の原理」はなにかという疑問に達するであろう。

ここではそのような疑問に回答をあたえることはできない。しかし手がかりがまったくないわけではない。たとえばブキャナン(J.M. Buchanan)は「集団規模が政府の最適規模を決定するか」という問いにたいし、「公共財・用役の最も効率的な提供の仕方は、その国で最も効率的な集団規模に応じて、政府(または民間の自発的団体)が編成されるべきである」という回答を用意しているようである。かれによると、図3のように、縦軸に財・用役の不可分性(indivisibility)の程度をとり、横軸に集団規模をとると、テレビのような私的財は個人の費用負担で購入されその個人が主として便益を享受するから図の左下に位置するが、国防のような公共財はその便益はまったく不可分的であり、一国全体という集団規模におよぶため図の右上に位置するとされる。それにたいし、クラブ活動は地域住民が自発的に

図2 規模別地方公共体の目的別経費構成



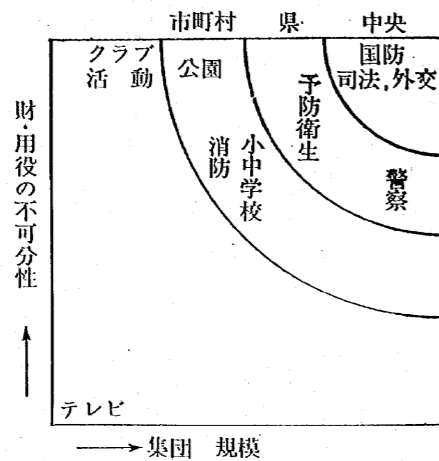
資料：自治省編『昭和48年版地方財政白書』

道府県負担が占める比重が大きい、市町村のばあいは、小・中学校費、保健体育費(学校給食費・体育施設費等)で8割近くを占めている。土木費のばあいは、都道府県では道路橋りょう費、河川海岸費、都市計画費、住宅費で9割近くを占めるのにたいし、市町村では都市計画費、道路橋りょう費、住宅費で8割あまりを占めているという違いがある。また都道府県では農林水産業費が相対的に優位であり、なかでも農地費(土地改良事業、干拓事業、農用地開発事業等、農業基盤整備等)と農業費(農業改良普及事業、農業経営近代化施設整備事業等)とで約3分の2を占めているのにたいし、市町村では民生費(被保護者にたいする生活扶助、医療扶助等の生活保護、保育所等の入所措置児童および老人ホームの入所にたいする措置等)の占める比率が相対的に高い。

つぎに市町村における地方公共体の活動領域を大都市、都市、市町村の経費構造から検討し、それぞれの特徴をみてみよう。まず大都市では土木費が圧倒的の比重を占めており、これは生活環境施設(住宅、街路等)の整備に追われている大都市の現状を如実に反映しているといえよう。教育、民生、衛生等の行政活動がそれにつづいている。

町村では教育、土木、総務、農林水産の順で主要な活

図 3



行なってもよいし市町村がやってもよい。要はその活動規模も便益も個人または単一家庭を超えているところにある。公園も同様である。しかし、消防施設を利用するための適当な集団規模は公園やクラブより大であろう。また伝染病予防のごとき衛生活動は、その性質上集団規模は一層拡大せねばその効果は弱められるであろう。かれの論旨はいわば純粋の私的財・公共財の両極にある財が、それぞれの財の不可分性と集団規模の程度に応じて、最も効率的な政府を組織し供給すべきだということにある。それによると、図のように中央、県、市町村の行政領域が描けるが、しかしそれは説明の便宜以上のものではない。現状では明確な境界線を引きうる原理はなにもあたえられていないといつてよい。

しかもブキャナン自身が慎重に問題点を指摘しているように、各政府活動の最適規模を決定するにあいに手がかりになる外部効果は、各財の需要(消費)面のみ限定され、供給(生産)面はまた別個の問題とみなされる。供給側では公共財の生産費用のみならず集団の意志決定費用も考慮にふくめられよう。公共財の需給両面から検討していけば、昭和44年度から発足した「広域市町村圏計画」という試みもその制度、構造、機能の面でどのような役割を果たしているかも明らかとなるであろう。

表 3 地方自治体の財貨・サービス購入額

	普通会計	非企業会計	企業会計	地方自治体 財貨・サービス購入
昭和41年	2,866億円 (81.6%)	2836 (8.1)	3714 (10.5)	3,5217 (100.0)
46年	6,8684 (81.1)	7364 (8.7)	8666 (10.2)	8,4714 (100.0)

資料：自治省編「地方財政白書」昭和43年版および48年版。

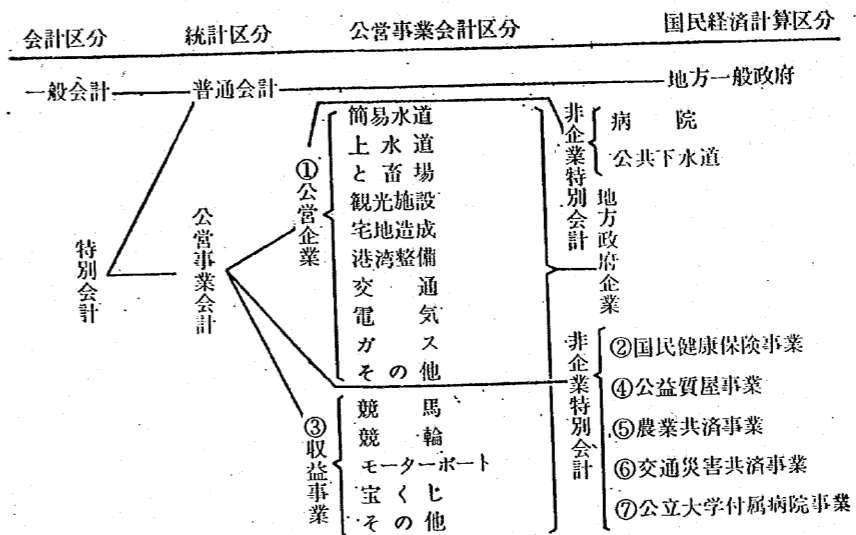
さきに国と地方の経費純計を検討したさい、地方は普通会計のみをとり、非企業会計も企業会計も考慮のそとにおかれた。ところが、表3にみるように地方自治体の財貨・サービス購入額のうち、非企業会計と企業会計の合計額は約20パーセントを占め、それゆえ地方自治体の経済活動領域は、普通会計のみの純計では他会計を考慮しない分だけ過小評価されているといつてよい。では地方自治体における非企業会計と企業会計とはなにか、またそれらは公共経済の活動領域のなかにふくめらるべきなのか否かという問題が生じよう。そこで再び国民経済計算の体系のなかで、それらがどのように分類され性格づけがなされているかをみてみよう。

理解を容易にするため、図4のように、地方財政における会計区分と国民経済計算における区分とを分類し整理してみた。ここでの問題点は、国民経済計算体系から非企業と企業という特別会計の2分割がなされているが、分割の規程が果して妥当であったかという疑問とともに、地方公営事業という「境界部門」の特質をどのようにとらえるかということにある。前者の疑問についてはすでに触れているので、ここでは後者の問題に集中しよう。すなわち、公共経済と民間経済の境界領域にある地方自治体の経済活動の特質と問題点である。

地方財政統計をみると、たとえば上下水道、簡易水道事業などは地方自治体によりほぼ完全独占で運営され、とくに工業用水道は100パーセント地方自治体により供給され、民間企業の活動はみあたらない。これに対し、電気・ガス事業などは民間企業がほぼ完全に独占しており、地方自治体が介入する余地はあまり残されていない。昭和46年でみると、電気の公営事業は出力で10.1パーセントを占め、しかも大半は卸売りであり、ガスの販売量も公営は3.9パーセントを占めるにすぎない。

このような両極の中間にあるものとして、ここでは非企業特別会計から「病院事業」を、また企業特別会計から「交通事業」をとりだすことにする。両事業をとりだした理由は、病院事業は昭和46年度で全国の病床数108万3千床のうち18万6千床(17.2%)を占め、交通事業では軌道地方鉄道事業は年間輸送人員98億10百万人のうち15億91百万人(16.2%)を占め、自動車運送事業(乗合)は年間輸送人員100億61百万人のうち23億46百万人(23.3%)を占めているからである。病院事業は、医療がもつ外部性

図 4 地方財政の構成



資料：米里 恕編「図説日本の財政」昭和48年度版  
注 ①～⑦は公営事業会計の区分。

(防疫・保健等)や医療にまつわる不確実性(民間保険の対象たりえない)を考慮すれば、公共病院の適切な活動が期待される領域であろう。また交通事業は民間企業による地域独占ともなり弊害を回避し、地域社会の公共の利益のため不当な独占利潤をうることなく、一定の質のサービスを提供することが期待されている。だが同時に、病院事業も交通事業も民間企業の市場占有率が著しく高い分野できびしい競争条件のもとにおかれている点でも共通しているといえよう。一般に病院とか交通事業は、公共性と経済性の両立が要請されているといわれているが、その意味でも両事業は典型的な境界部門の事業とみなすことができよう。

表 4 病院事業(法適用企業)の決算の推移

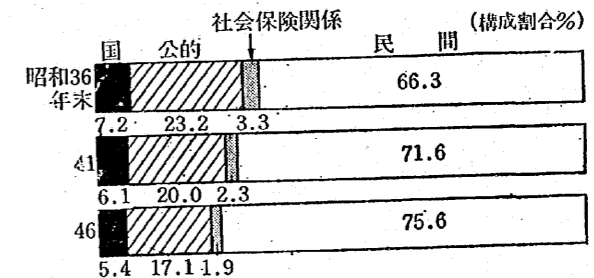
	昭和36年	昭和41年	昭和46年
純利益	(38)206	(247)3,249	(216)2,309
純損失	(29)329	(141)3,253	(489)21,614
累積欠損金	688	7,868	53,553
赤字事業数の割合	43.3%	36.6%	69.4%
累積欠損金比率	6.5%	6.9%	19.0%

資料：自治省編「地方財政白書」昭和40年度版および48年度版

- 括弧内は事業数
- 累積欠損金比率 =  $\frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益}} \times 100$

しかし両事業の実績をみると、そのような要請が満たされているとはいえない。病院事業についてみると、表4と図5が示すように、公営病院の経営状況は累積欠損金、赤字事業数の割合、累積欠損金比率の推

図 5 公共・民間病院の構成割合の推移



資料：厚生省編「厚生白書」昭和47年度

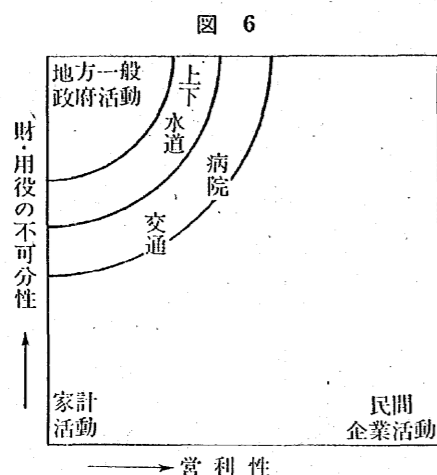
移からみてもこの10年間に悪化の傾向にあるばかりでなく、公共病院と民間病院の占める割合も公共病院の比重が低下の一途をたどっていることがわかる。公共医療機関の整備・拡充がひろく要望されているにもかかわらず、現状はそれとは逆に縮小につぐ縮小を重ねている。その点では、医療の最適供給体制について反省すべき資料となろう。

交通事業の実績は表5にみるとおりである。公営交

表 5 交通事業(法適用企業)の決算の推移

	昭和36年	昭和41年	昭和46年
純利益	(24)683	(40)984	(17)426
純損失	(60)6,007	(53)19,732	(61)42,001
累積欠損金	9,197	78,878	192,889
赤字事業数の割合	71.4%	57.0%	78.2%
累積欠損金比率	16.4%	93.8%	167.1%

資料：表4と同じ。



通の経営状況は公営病院の各経営指標とくらべてみても、その深刻な事態は明瞭にみとれよう。むしろ公営交通事業の活動状況は、バス、路面電車、地下鉄といった交通手段によって異なり、また大都市と中小都市と町村営といった経営主体別によっても異なるであろう。しかし、地方公営交通事業が民営のそれとあわせた全交通体系のなかで再検討されねばならない局面にあることは明らかであろう。その意味でも、かりに境界部門とは、「市場機構または政治機構 それのみをもってしては、当該部門の財・サービスの最適配分が期待しえない部門」であるとすれば、病院事業と交通事業とは、その問題点の所在を物語る顕著な事例とみることができる。またそうだとすれば、地域における公私の経済活動領域は、さきのピクチャーにならうと図6のように描けるであろう。ただし、ピクチャーと同様に2次元によるこのような図解はそれなりの制約がともなうことは当然である。

#### 4. 公共部門の資金調達活動

最後に、公共部門の活動領域を確定するための方法として、公共体の資金調達活動に触れておきたい。前節までは支出面からみた公共経済の活動領域における問題点の検討を試みてきたが、メダルの半面としての収入面からみて、公共経済の活動領域がどのように捉えられるかという問題である。

一般に民間経済における企業と家計の意志決定にさいして、資金調達はそれぞれの行動目標達成にかんする制約条件とみなすことができる。企業においては利潤の極大化、家計においては効用の極大化という目標

を達成するために、資金コストの極小化および資金の利用可能性の確保という条件があたえられる。これに対し、公共経済における資金調達の意義はかなり異なる。なぜなら公共資金調達のうち課税による方法は、民間経済主体からなら直接的な反対給付をあたえることなく強制的に徴収(資金調達)し、しかもその比重は現代国家が租税国家とよばれるように、調達される資金の大半を占めているからである。公共体は課税のみならず公債、料金あるいは販売収入といった市場機構をつうずる資金調達の方法もとるから、民間経済主体とはまったく異なった資金調達方法にのみ頼っているわけではない。

しかし民間経済主体の資金調達のばあい、市場機構をつうじて給付・反対給付が成立し、資金提供者は企業からみて家計からみてなら行動目標の対象とはならない。これに対し、公共体の経済活動を維持するための主たる資金提供者が租税負担者であるということは、公共体の行動目標が一般的福祉の極大化におかれ、それが租税負担者すなわち資金提供者の福祉の極大化を意味することにほかならない。資金提供者としての租税負担者の一般的福祉の極大化が公共体の行動目標とされると、そこには利益説の観点が掘えられていることがわかる。なら直接的反対給付なくして徴収されるはずの租税が、実は租税負担者の一般的福祉の極大化のために支出され、それゆえに資金提供者(租税負担者)と資金利用者(公共体)とのあいだに一定の対応関係(給付・反対給付の均等性)が仮定されているからである。

けれども公債収入もまた公共体の資金調達の一形態であるとする、公債のばあい公共体と資金提供者のあいだにすでに給付・反対給付の均等性が公債利子によりあたえられている。しかも公債発行に必ず資金提供者は、往々租税負担者でもあるから、租税と公債による資金の利用者である公共体と、租税のみならず公債に応じて資金を提供した者とのあいだには二重の対応関係が生れているとみてよい。この「二重の対応関係」をどのように解釈するかについては、こんごの検討を必要としよう。「公債の負担」をめぐる論議も、実はこのような二重の対応関係の理解についての齟齬から生じたとみることができる。

それでは現実には、政府の資金調達はどのような方法から成り立っているのだろうか。ここでもまず一般政府を中心に検討してみよう。表6は国民所得統計における「一般政府勘定」の最近10年間にお

る資金調達の構成比を概観するために3ヶ年をとりだしてみたものである。表にかんする詳細な説明は省略し、また眼につく種々の特徴についても読者の推察に委ねることにしよう。けれども主題との関連で1つだけ説明を省略できないものがある。それは最後の項目にみる「一般政府負債利子」である。

表6 「一般政府勘定」の資金調達の構成比推移

	昭和36年	昭和41年	昭和46年
(1) 個人税および税外負担	18.9	19.7	22.5
(2) 法人税および税外負担	21.2	17.9	19.8
(3) 間接税	43.5	37.1	33.3
(4) 社会保障に対する負担	12.5	17.8	18.2
(5) 個人から政府へのその他の移転	—	5.7	4.9
(6) 海外から政府への移転	—	0.0	0.0
(7) 政府の事業所得および財産所得	5.6	3.9	4.3
(8) (控除)一般政府負債利子	1.7	2.1	3.0
合計	100.0	100.0	100.0

資料：経済企画庁編「昭和40年版国民所得白書」、および同編「国民所得統計年報」昭和48年版。

一般政府負債利子とは、国債・地方債の利子、一時借入金の利子および割引料を指し、一般政府が支払う利子の集計にほかならない。支払利子の集計であるかぎりには、収入勘定でなく支出勘定に表示さるべきであるが、ここでは負債利子は「マイナスの経常収入」とみなされているため、収入勘定にのせられている。その理由はSNA方式の説明によると、「一般政府は消費主体であり、生産活動に関与しないがゆえに所得をうることがなく、それゆえ一般政府の支払う利子は要素所得とみなすことができない」、それゆえ一般政府勘定の経常収入のなかに控除項目として挙げられているということになる。このような説明の是非については、さしあたり論ずることを控えたい。ここでは一般政府負債利子が昭和36年から46年にかけて漸増する傾向にあることに注目しよう。

政府部門の金融活動 「国民所得統計」における「一般政府勘定」のなかで政府の経常収入がすべて計上されているわけではない。いわば国民所得統計の約束ごとにより計上されない項目にはつぎのごときものがある。(1)企業と家計の購入に

もとづく収入(例：政府刊行物を実費で販売した収入、試験場などで各種の試験、実験の委託をうけ実費としての「受託調査試験料」といった収入、不用になった物品の売却による収入)。(2)受託事業に伴う収入。(3)金融取引による収入(国債・地方債の発行による収入、貸付金の返還金、保険料収入)。(4)前年度剰余金。

これらのなかで最も重要な項目は、(3)の金融取引による収入であることはいうまでもない。「一般政府勘定」のなかで貯蓄と投資は均衡せず、資金不足または資金余剰が発生するが、資金不足はもっぱら政府部門の金融活動によって埋めあわされる。そこでこのような政府部門の金融活動を日本銀行調査局編「資金循環勘定」(昭和47年12月)から「金融取引表」をとりだして調べてみよう。日銀の金融取引表は、金融、政府、公社公団・地方公共団体、法人企業、個人および海外の6部門に分割し、各部門の資産・負債の総貸借況は、それぞれ「資金過不足」として計上される。それは理論的には、国民所得統計における各部門の収支尻、すなわち貯蓄と投資の差額を表わすことになる。

しかし理論的にはそうであっても、国民経済計算体系としてみると、部門の範囲が異なっているため貯蓄・投資の差額が資金過不足と必ずしも一致していない。先に述べたように、一般政府勘定は国民所得統計では地方政府の普通会計のみならず一部の非企業会計や、公営企業も含むが、金融取引表では中央政府と地方政府は分割されていて国民所得統計と接合できない。また金融取引表の「政府部門」では、一般会計、特別会計、政府関係機関が含まれるから、これも国民所得統計との対応に欠けていることになる。

その点を留意したうえで表7をみると、政府部門では昭和40年度以降に巨額の長期国債発行が行なわれ、その結果昭和41、42年度は資金不足となっていることがわかる。これに対し、公社公団・地方公共団体部門では終始一貫して資金不足の状態となっている。そしてかりにこの両部門を合計して「全政府部門」とみなし資金過不足を算定してみると、やはり全期間をつうじて常に資金不足であったことがわかる。

この「全政府部門」における恒常的資金不足と公債発行との関連で、公共部門の活動領域を解明しようという課題に少なくとも2つの問題点が残されていることがわかる。1つは、公共財の理論の枠組みのなかでの公債発行による資金調達の扱い方である。利益説を前提とすれば、課税による実質所得(私的財・用役)の削減は公共財の便益に対する代価とみなされるが、そ

表 7 公共部門における金融活動 (単位億円)

部 門	昭和39年	昭和40年	昭和41年	昭和42年	昭和43年	昭和44年	昭和45年	昭和46年
政 府 部 門								
有価証券保有	551	792	2,674	5,636	6,406	9,197	9,799	11,796
政府貸出金	8,032	9,836	10,741	12,747	15,312	17,847	22,129	27,862
郵便貯金・郵便振替	3,958	4,726	6,076	7,988	10,003	12,164	14,297	19,118
簡易保険・郵便年金	419	989	1,635	1,721	2,456	2,950	3,864	5,024
政府短期証券発行	3,015	2,315	-192	2,952	2,100	2,927	-680	-2,295
長期国債発行	-169	2,485	6,733	6,932	4,926	3,957	5,450	11,235
資金過不足(-)	1,190	851	-1,915	-605	1,837	4,763	12,450	8,092
公社公団・ 地方公共団体部門								
地方債発行	838	1,579	2,197	2,325	1,723	1,778	2,404	4,974
公社公団債発行	3,010	6,017	6,904	7,412	7,025	7,003	6,383	9,076
借入金	3,880	4,636	3,733	4,741	6,193	7,096	10,829	14,196
対外信用	-4	125	397	334	332	-38	-74	-24
資金過不足(-)	-7,704	-11,343	-10,828	-13,050	-13,363	-13,258	-17,437	-24,008
全 政 府 部 門	-6,514	-10,492	-12,743	-13,655	-11,426	-12,495	-4,987	-15,916

資料：日本銀行調査局編『資金循環勘定』昭和47年12月

の間に政治的意志決定過程と強制性が不可欠とみなされている。これに対し、公債発行による資金調達、政府が市場における自発的交換過程をつうじて資源の購入資金を確保するところにその特徴がみいだせる。これまで租税と公債にかんする財源選択論の分野で両者の差異が強調されていたから、ここでは詳論する必要はないであろう。しかし、公共部門における資金調達のなかで公債の比重が増大するとなれば、それに応じて公債と租税の類似性に着目する必要性が生れよう。この観点は課税と公債という資金調達方法を同一原理で説明するという試みではなく、公共経済の活動領域を収入面から解明する試みにとって意味があるといえよう。

いま1つの問題点は、かりに広義の公共財・用役の提供が単に資源配分のみならず所得配分の調整や経済の安定・成長の調整もふくむと理解すれば(筆者はそのように理解しているが)、従来の公共財の理論が公共財供給のための資金調達として租税をとりあげるが、公債もまた広義の公共財理論の枠組みのなかでとりあげられてしかるべきなのではないか。すくなくとも、公共財の実証分析を行なう段階になれば、このような考慮は無視できないと思われる。この発言は課税の根拠ないし配分の原理としての利益説や能力説といった伝統的原理を否定しようとするものではなく、むしろ伝統的原理は尊重されながら、かつ両原理がそれ自体とし

てあるいは全く別個の原理と融合する新しい原理により公共財の理論が説明される可能性を示唆するものと受けとめてほしい。

〈参考文献〉

1. 経済企画庁編『国民経済計算の改善に関する方策——国民所得勘定の構成の改善を中心として——国民経済計算審議会答申』昭和40年。
2. 経済企画庁編『国民所得統計年報』昭和48年版、大蔵省印刷局刊。
3. 国民経済計算研究委員会『国民経済計算における政府勘定』昭和42年3月、財団法人統計研究会刊。
4. 経済審議会・NNW開発委員会編『新しい福祉指標NNW』昭和48年。
5. 『国民経済計算調査委員会報告』昭和37年、経企庁経済研究所刊。
6. 日本銀行統計局『統計研究資料第9号、国民経済計算の新しい方向——国連標準方式の改訂案——』昭和40年10月。
7. 行政管理庁編『特殊法人総覧』昭和48年、大蔵省印刷局刊。
8. 自治省編『昭和48年版地方財政白書』大蔵省印刷局刊。

9. 自治省編『昭和40年版地方財政白書』大蔵省印刷局刊。  
\* \* \* \* \*
10. United Nations, *A Manual for Economic and Functional Classification of Government Transactions*, New York, 1957 (国連要覧) 邦訳。予算再分類の方式(国際連合事務局編)上・下、大蔵省調査月報第47巻第3号、第4号、昭和33年3月、4月。
11. United Nations, *A System of National Accounts and Supporting Tables*, New York, 1953 (国連標準方式略称SNA)
12. United Nations, *A System of National Accounts, Studies in Method Series F, No. 2 Rev. 3*, New York, 1968. (略称新SNA)
13. J. M. Buchanan, *The Public Finances, An Introductory Textbook*, Third Edition, 1970, Richard D. Irwin. 邦訳『財政学入門』文真堂刊。
14. R. A. Musgrave, *Fiscal Systems*, 1969. Yale Univ. Press. 邦訳。マズグレイヴ・木下監訳『財政組織論』昭和48年、有斐閣刊。  
\* \* \* \* \*
15. 木下和夫編著『地方自治の財政理論』昭和41年、創文社。
16. 小山真ほか『財政と国民所得の知識』昭和44年、第一法規社刊。
17. 山之内・日向寺著『現代財政の基礎理論』昭和47年、税務経理協会刊。
18. 木下・肥後・大熊共編『財政学(3)日本の地方財政』昭和45年、有斐閣刊。
19. 根岸・岡野編『公共経済学』昭和48年、有斐閣刊。
20. 『アナリスト臨時増刊号“財政特集”』1965.6月、経済発展協会刊。とくに「財政のとらえ方——規模と分類を中心として——」。(経済学部教授)